

学会賞規程

(目的)

第1条 国際会計研究学会学会賞（以下、学会賞という。）は、本会が国際会計研究の向上発展に資するため、会員（院生会員を除く。）の優秀な著書論文を審査選定して、その業績を顕彰することを目的とする。

(審査すべき著書論文の範囲)

第2条 学会賞は、本会の研究大会などにおいて研究報告をし、審査対象年度の本会年報に掲載された論文、または、原則として、同年度に発刊された国際会計に関する著書を審査の対象とする。

(審査委員会の構成と選任ならびに役割)

第3条 審査委員会は、理事中から選任された審査委員長1名および審査委員3名の計4名で構成する。理事改選後の初回新理事会で4名連記の無記名投票により理事中から審査委員4名を選挙し、審査委員長は、審査委員の協議により選任する。会長は、選挙権を有するが被選挙権は有しない。審査委員長は、必要に応じて1年限りの審査委員を会員中から1名選任し、追加することができる。審査委員会は、前条の規定による候補著書論文を審査して、授賞著書論文を選定する。

(授賞著書論文の発表)

第4条 審査委員会は、授賞著書論文を発表し、その執筆者に賞金（1件5万円）を授与するとともに、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

(審査対象となる著書の提出要領)

第5条 本学会賞の対象となる著書は、審査対象年度（審査年度の前年4月1日から翌3月31日までの期間）に発刊された国際会計に関するものとする。この条件に該当する著書については、次に掲げる要領に従い審査を請求することができる。審査委員会は、審査請求のあった著書に限り審査の対象とする。審査請求は原則として著者によるものとするが、以下の1から4の要件を満たしていれば、著者以外によることも妨げない。

- 1 著書1冊を、各年の4月30日までに、研究大会開催校（大会準備委員長）宛に提出する。
- 2 著書の提出に際しては、著書の概要書（以下、概要書という）を5部作成し、添付する。
- 3 概要書には次の事項について記載し、ワープロで、A4サイズ2枚（上下左右マージン30ミリ、40字×25行、1枚目の先頭5行を用いて次の（4）に記載する事項、本文45行以内）で提出する。
 - (a) 著書の内容の輪郭
 - (b) 著書が特に力を入れて解明した点（著書の特徴および学界への貢献）
- 4 概要書には、下記の事項を明記する。

- (a) 著者名（ふりがな）
- (b) 所属機関・所属機関における職位
- (c) 著書名
- (d) 出版社
- (e) 出版年月日

② 提出された著書は、研究大会開催校で保管し、審査会の会場に展示する。審査終了後、研究大会開催校の図書館に寄贈する。

③ 研究大会開催校は、提出のあった著書について、本条第1項の4の事項について一覧表を作成し、概要書とともに各審査委員宛に遅滞なく送付する。

（著書論文の重複授賞等）

第6条 すでに著書論文で学会賞を受賞した著者の重複授賞は行わない。共著等の場合は、すでに授賞した者を除いた部分について審査請求することができる。

② 国際会計に関する著書であれば、他の学会と重複して審査請求することを妨げない。

（本規程の改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附 則）

1. この規程は、平成17年8月25日から施行する。
2. この規程は、平成19年11月23日から改正実施する。
3. この規程は、平成22年9月11日から改正実施する。
4. この規程は、令和元年8月31日から改正実施する。